

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年9月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月27日から同年10月1日まで

私は、昭和27年にA社へ入社し、申立期間当時は同社B事業所から同社本社へ異動した時期であった。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。異動の際は一日の空きも無く継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の異動辞令及び雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務（昭和32年9月27日にA社B事業所から同社本社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社に係る昭和32年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月12日

平成15年8月12日にA事業所から支給された同年8月分の賞与から厚生年金保険料は控除されていたが、年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。平成15年8月の給与（賞与）明細書により、賞与から保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間について標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成15年8月の給与（賞与）明細書並びにA事業所が保管していた同年の所得税源泉徴収簿及び給与台帳から、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、「申立期間に係る賞与支払届書等の関連資料は無いので不明である。」としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与（賞与）明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う賞与額の

届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から49年12月まで
昭和44年当時、専業主婦であった私は、A新聞の記事で国民年金の任意加入制度があることを知り、夫からも強く勧められて、国民年金に任意加入した記憶がある。加入時期については、はっきりとした記憶は無いが、納付した国民年金保険料の領収書のとおり、昭和48年4月から50年3月までの保険料は納付されていることから年金事務所の記録上の任意加入時期とされる50年1月は誤りであると思うので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は昭和50年1月28日に国民年金に任意加入していることが確認でき、その時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられ、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が提出したB社会保険事務所（当時）発行の国民年金保険料領収書により、昭和50年12月10日に48年4月から50年3月までの保険料として20,100円が納付されていることが確認できるが、国民年金被保険者台帳により、当該保険料のうち申立人が国民年金に任意加入する前の49年12月以前の期間の保険料16,800円については、過誤納であったとして、10,800円を36年4月から37年3月までの期間の保険料として充当（月900円×12か月を特例納付）し、残額6,000円を還付処理していることが確認でき、社会保険事務所の当該事務処理に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、「A新聞の記事で国民年金の任意加入の制度があ

ることを知り、国民年金に任意加入した。」と主張しているが、申立人が国民年金に加入したとする昭和44年当時のA新聞において国民年金の任意加入に関する記事は見当たらず、一方で、昭和50年1月7日付のA新聞に、「国民年金・主婦の加入が急増」として主婦の国民年金任意加入が急増している旨の記事が掲載されていることが確認できることから、申立人が50年1月28日に国民年金に任意加入したとするオンライン記録に不自然さは見られず、申立人は国民年金に加入した時期を誤認している可能性がうかがえる。

加えて、申立期間は63か月間と長期間である上、申立人は国民年金の任意加入手続を行ったとする時期、申立期間に係る保険料の納付方法及び納付金額等についての記憶が明確でないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 1 日から 55 年 8 月 18 日まで

私は、A事業所に昭和 53 年 6 月から 56 年 1 月までの期間において勤務してきた。

当時の事業主に照会したところ、「当社は全員厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているのに、年金事務所の記録では申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主及び元同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、元事業主は、「当時の資料は残っておらず、申立期間に係る厚生年金保険関係の取扱いについては分からない。」と供述しており、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の納付状況等について確認することができない。

また、申立事業所の元同僚は、「申立期間当時、申立人は申立人の父親が加入していた共済組合の被扶養者になっているため、給与からの控除額が少ないと話しているのを聞いたことがある。」と供述しているところ、申立人の父親が加入していたとされるB共済組合が保管している組合員短期原票から、申立人は、昭和 53 年 3 月 6 日から申立人の父親が当該共済組合の組合員資格を喪失した 55 年 5 月 16 日までの期間において、申立人の父親の被扶養者と認定さ

れていたことが確認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間において、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 12 月 20 日まで
② 昭和 44 年 12 月 25 日から 52 年 11 月 23 日まで

申立期間①について、私は、A 県 B 市に所在した C 社の特約店であった D 事業所に勤務していた。

また、申立期間②については、同じく C 社の特約店の E 事業所幹部の誘いにより同事業所において F 業務に従事していた。

両申立期間において、給与明細書等は無いが厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しており、E 事業所で一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるので、私の被保険者記録も認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、適用事業所名簿から、C 社の特約店であり、A 県 B 市に所在したとする D 事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、事業主及び元同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

なお、オンライン記録から、申立事業所とは所在地及び業務内容が異なる「D 事業所」が確認できるが、当該「D 事業所」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、E 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の同僚の供述及び同僚一人が提出した社員旅行時の写真か

ら判断すると、期間の特定はできないものの申立人がE事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、前述の同僚のうちの二人の同僚が、「申立期間②当時、申立事業所ではF業務に従事する者は、個人が自営でF業務を行っており、会社との雇用関係は無く、各自で国民年金や国民健康保険に加入していた。申立人はこのF業務を行っていた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、「F業務を行っていた。」と供述している同僚二人には厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、事業主は、申立人を含むF業務に従事していた者について、必ずしも全ての者を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、E事業所の事業主等の所在は不明であり、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

- 3 両申立期間において、申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できない上、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。